

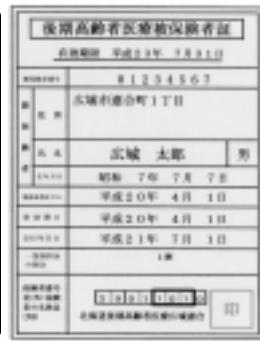
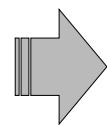
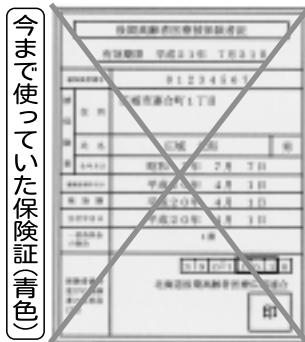


長寿医療

新しい保険証が交付されます

現在ご使用いただいている保険証は、平成21年7月31日で有効期限が満了となり、8月以降は使用できなくなります。新しい保険証を7月中にお送りしますので、お手元に届いた際には古い保険証を破棄し、新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期限は、平成23年7月31日までの2年間となり、用紙の色も黄色に変わります。



医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合について

医療機関での窓口負担の割合は、「一般の方は1割」「現役並み所得者の方は3割」となります。新しい保険証は、平成20年中の所得に基づいて、平成21年8月から平成22年7月までの窓口負担の割合が「一部負担金の割合」欄に記載されています。

※一部負担金の割合は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となり、一部負担金の割合が変更になる場合は新しい保険証をお渡しします。

現役並み所得者は3割負担

住民税課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯の加入者（被保険者）の方は、医療機関での窓口負担の割合が3割負担（現役並み所得者）となります。

ただし、次に該当する方は、申請することにより1割負担になります。

同じ世帯の加入者 (被保険者人数)	1人のみの場合	加入者（被保険者）本人の収入の額が383万円未満のとき
		同一世帯にいる70歳から74歳の方と加入者（被保険者）本人の収入の合計が520万円未満のとき
	2人以上いる場合	加入者（被保険者）の収入の合計が520万円未満のとき

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）について

減額認定証は、非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの、自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

申請により、すでに交付を受けている方の減額認定証は、平成21年7月31日で有効期限が満了することから、新しい減額認定証を7月中に保険証と合わせてお送りします。お手元に届いた際には古い減額認定証を破棄し、新しい減額認定証をご使用ください。

なお、住民税非課税世帯の方で、入院等に伴い新たに減額認定証の交付を受けようとする方については、申請が必要となります。

健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るために、定期的な健康診査が重要です。ご自分の健康状態を知り生活習慣を見直すために、自覚症状がなくても年1回の健康診査をすすんで受けて健康管理に努めましょう。

なお、短期人間ドックも実施していますので、市介護福祉課高齢者福祉担当までお問い合わせください。

